

第一生命保険株式会社との連携と協力に関する包括協定

名東区役所（以下、「甲」という。）、名東区社会福祉協議会（以下、「乙」という。）、名東区に所在する第一生命保険株式会社（以下、「丙」という。）は、区民サービスの向上と地域の活性化などを図り、名東区のまちづくりに資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙と丙が相互に連携と協力による活動を推進し、区民サービスの一層の向上と地域の活性化などを図り、名東区のまちづくりに資することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、名東区将来ビジョン（ナデシコビジョン 2023）に示す、以下の5つの将来像のもとに、協議のうえ定めた連携項目（以下、「連携事項」という。）の実現に向け、連携・協力する。

- (1) 未来につながる 子育てしやすいまち
- (2) ひとの輪がひろがる 助けあいのまち
- (3) 地域がつながる 安心・安全のまち
- (4) きれいがひろがる 快適な環境のまち
- (5) 笑顔がひろがる 魅力と交流のまち

2 前項の名東区将来ビジョン（ナデシコビジョン 2023）が終了した場合は、「名東区将来ビジョン（ナデシコビジョン 2023）」は後継の名東区将来ビジョンに、「5つの将来像」は後継の将来像にそれぞれ読み替えるものとする。

3 甲、乙及び丙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施事項については、協議のうえ、丙の業務として行い得る範囲内で、決定する。

4 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（確認事項）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙又は丙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲、乙又は丙は、相手方に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(報告)

第6条 丙は、連携事項の実績を有効期間の末日までに書面により甲に報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲、乙及び丙は、連携事項実施に当たって知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令に基づき、適正に管理を行う。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和4年3月16日

甲：名古屋市名東区上社二丁目50番地
名東区役所
名東区長 近藤 晃

乙：名古屋市名東区上社一丁目802番地
社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会
会 長 小崎 豊

丙：東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
第一生命保険株式会社
執行役員 名古屋総合支社長 宮内 敏光